

○医薬品再評価に関し、資料提出を
必要とする有効成分等の範囲につ
いて—その16

(昭和50年7月16日)
(薬発第582号)

厚生省薬務局長から各都道府県知事宛

医薬品再評価の実施については昭和46年12月16日付け
薬発第1179号をもつて通知したところであるが、同通知
に基づき下記に該当する品目について、その資料を昭和
50年10月15日までに提出するよう貴管下関係業者に周知
徹底方よろしく願います。

記

単味剤である医療用医薬品であつて、別記の有効成分
を含有するもの。ただし、血液、体液用剤、糖尿病用剤
及び抗パーキンソン剤については外用剤を除き、外用
剤については皮膚科領域の外用剤に限る。

1 糖尿病用剤

次に掲げるもの、または、その塩類

(1) インシュリン

フエンホルミン

ブフォルミン

メトフォルミン

トルブタミド

クロルプロバミド

カルブタミド

アセトヘキサイド

イソブゾール

グリグロピラミド

トラザミド

メゾ酒石酸カルシウム

メゾシユウ酸カルシウム

(2) そ の 他

糖尿病用剤の有効成分として用いられている成分
であつて、これまで明示されたもの以外のもの上記
有効成分を含有する医薬品であつて、他の薬効を標
榜するものを含む。

2 血液、体液用剤

次に掲げるもの、または、その塩類

ゼラチン

臓器性止血製剤（トロンビンを含む）

イブシロンアミノカプロン酸

トラネキサム酸

エタンシラート

ヘモコアグラージェ

アルギン酸ナトリウム

輸血用クエン酸ナトリウム

アセノクマロール

ワーファリン

フェニルインダンジオン

ヘパリン

硫酸プロタミン

ウロキナーゼ

アデニン

イノシン

4-カルボキシフェニルチアゾリジン酢酸エステ
ル

(L-システイン誘導体)

上記有効成分を含有する医薬品であつて、他の薬効を
標榜するものを含む。

3 外用剤

次に掲げるもの、または、その塩類

(1) タンニン酸

テレピン油

酸化亜鉛（チンク油を含む）

カラミン

アンモニア水

塩化亜鉛

石灰水

硫酸亜鉛

硫酸アルミニウム

硫酸アルミニウムカリウム

カンフル

カンタリスチンキ

トウガラシチンキ

イクタモール

酢酸鉛

酢酸亜鉛

次没食子酸

モクタール

硫黄

クリサロビン

(2) オキシドール

過マンガン酸カリウム

ヨードチンキ

次亜塩素酸ナトリウム

塩化第二水銀

イソプロパノール

エタノール

ホルマリン

フェノール

クレオソート

レゾルシン

マーキユロクロム

クレゾール

薬用石鹼

アクリノール

アクリフラビン

ピクリン酸

β -ナフトール

メチレンブルー

ヨードホルム

水銀軟膏

硫化カリウム

(3) メトキサレン（経口剤を含む）

ソルコセリル

酸化セルローズ

(4) その他

外皮用剤の有効成分として用いられる成分であつ

て、これまで明示されたもの以外のもの

上記有効成分を含有する医薬品であつて、他の薬効を
標榜するものを含む。

4 抗パーキンソン剤

次に掲げるもの、または、その塩類

(1) トリヘキシフェニジール

ビベリデン

プロサイクリジン

プロフェナミン

ベンツトロピン

メチキセン

(2) その他

抗パーキンソン剤の有効成分として用いられてい

る成分であつて、これまでに明示されたもの以外の
もの

上記有効成分を含有する医薬品であつて他の薬効を標
榜するものを含む。